

平成 31 年 1 月 23 日

平成 31 年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）
公募説明会 Q & A 集

原子力規制庁放射線防護グループ
放射線防護企画課

【契約手続について】

Q：平成 31 年 10 月 1 日に消費税率が変更される予定だがどのように扱えばよいか？

A：平成 31 年 4 月 1 日（当初契約締結）時点では、8%で契約締結となる。

そして、10 月 1 日の施行がなされれば、10%で計算し直して変更契約を行うことになる。

【研究計画書：研究の概要・目的・成果・方法等】

Q：様式 1【3】研究の概要・目的・成果・方法等⑤年ごとの目標及びマイルストーンで、マイルストーンの実施項目を複数人が共同して行う場合、担当者はどうすればよいのか？

A：マイルストーンの実施項目は目標達成に向けて進捗管理の目安となるように主任研究者（又は分担研究者）が設定し、各実施項目は主として実施する者を担当者とすること。なお、担当者は⑥研究の実施体制における担当内容と整合性を取ること。

以上